

退職される会員の方々へのお知らせ

教職員互助会から次の給付があります!

● 退職給付金	在職中の長期掛金総額を給付いたします。自動給付となっておりますので手続きの必要はありません。
● 単身者給付品	一度も結婚することなく50歳以上で退職したとき、5万円が給付されます。所属事務担当者に「共済・互助会システム」で請求書を作成していただき、戸籍抄本を添付のうえ請求してください。
● 傷病見舞金	重度の傷病を受け退職を余儀なくされたとき、10万円が給付されます。所属事務担当者に「共済・互助会システム」で請求書を作成していただき、医師の診断書を添付のうえ請求してください。
● 育英生活年金 (加入者のみ)	退職時で終了となります。平成22年度の保険配当金が平成23年度6月末に振込となる予定です。配当金は自動給付となっておりますので、手続きの必要はありません。
● 思いづくりの旅	55歳以上で退職するとき、退職年度に慰労のため、家族と1泊以上の旅行をしたとき、2万円が給付されます。所属事務担当者に「共済・互助会システム」で請求書を作成していただき、旅行者又は宿泊施設の2万円以上の領収書(宿泊費を支出したことが確認できるもの)を添付のうえ請求してください。

注意!

退職される会員は資格喪失となるため、システム入力が必要な給付金については、3月31日までに必ず請求書を作成しておいてください。

上記の給付金及び育英生活年金の配当金は、現在届出されている銀行口座(医療補助金などの給付口座)に振り込みますので退職後約3か月間は口座を解約しないようお願いいたします。



教職員互助会では、会員の退職後の健康と生活の安定、福祉の向上に資することを目的とした「退職互助部」を設けておりますので、引き続き退職互助部へのご加入をお勧めします。



退職互助部について

50歳以上で退職する教職員互助会の会員で、退職後3か月以内に拠出金を納入していただければ加入できます。50歳以上の配偶者も拠出金を納入すれば加入できますが、配偶者のみや配偶者が現職会員である場合は加入できません。

- 1 拠出金 加入時に、年齢に応じた拠出金額を一括納入していただきます。
(60歳の場合78万円、その他の年齢の方の拠出金額につきましては互助会事務局にお尋ねください。)
- 2 給付事業 (平成23年度実施予定)

給付の種類	給付額	給付の要件
医療給付金	法定医療費の自己負担額の6割(100円未満切捨て高額療養費の算定基準額を限度)	加入から満80歳に達する日までの医療費(請求書に医療機関の領収書を添え請求)
入院見舞金	1日 1,000円	会員期間中、20万円(200日)を限度
人間ドック補助金	自己負担額 1回 20,000円を上限	会員期間中、4回を限度
健康祝品	70歳 : 10,000円 80歳 : 50,000円	a) 70歳に達した時点で、医療給付金等の給付額が50,000円未満の場合、10,000円 b) 80歳に達した時点で、医療給付金等の給付額が100,000円未満の場合、50,000円
死亡弔慰金	20,000円	死亡したときに給付
退会給付金	既給付額により異なる	a) 入会后2年未満で退会の場合(拠出金-給付金) b) 入会后2年以上で退会の場合(拠出金-給付金)の1/4

- 3 福祉事業
 - (1) 地区の集い………県内9地区
 - (2) 秋の旅行の実施…企画旅行(行き先や時期については、6月末発行予定の広報誌「退教互だより」でお知らせします。)
 - (3) 広報誌「退教互だより」の発行……給付の手続き等のお知らせ